別表第一（第一条関係）

機能ID	機能名称			機能要件	実装区分			適合基準日
	大分類	中分類	小分類		指定都市	中核市	一般市区町村	
0010580	1　管理項目	1.1　住民データ	1.1.1　日本人住民データの管理	日本人住民について、以下の項目を管理（※）すること。 ※「管理」とは、データの設定・保持・修正ができることをいう。 （別表第二の機能ID0010580の項の項目詳細の欄を参照）	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010002	1　管理項目	1.1　住民データ	1.1.1　日本人住民データの管理	日本人住民について、以下の項目を管理すること。 （別表第二の機能ID0010002の項の項目詳細の欄を参照）	○	○	○	―
0010577	1　管理項目	1.1　住民データ	1.1.2　外国人住民データの管理	外国人住民（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）について、以下の項目を管理すること。 （別表第二の機能ID0010577の項の項目詳細の欄を参照） ※外国人住民の生年月日及び同条の表の規定区分ごとの事項のうち、在留期間の満了の日は、西暦で記載すること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010004	1　管理項目	1.1　住民データ	1.1.2　外国人住民データの管理	外国人住民について、以下の項目を管理すること。 （別表第二の機能ID0010004の項の項目詳細の欄を参照）	○	○	○	―
0010005	1　管理項目	1.1　住民データ	1.1.3　個人票／世帯票	住民票を個人を単位として調製できること。 なお、個人を単位として調製できるとは、データの保有方法を問わず、住民票の写し等の交付の際に個人を単位として出力できる状態を指し、現在、データの保有方法を、世帯を単位として調製している自治体においても、住民票の写し等の交付の際に個人を単位として出力できるようにする場合については、当該機能を備えているものとみなす。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010006	1　管理項目	1.1　住民データ	1.1.3　個人票／世帯票	世帯全員分の住民票の写し等の交付の際には、省令様式第7号のとおり、世帯連記式（データベース上は個人単位で管理し、帳票としての出力時に世帯単位でデータを作成する方式）によっても出力できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010007	1　管理項目	1.1　住民データ	1.1.4　改製	住民票（原票）は、欄の大きさの上限（履歴を保持できる上限回数のこと。）を設けず、満欄による自動改製は行わないこと。 住民票（原票）は、任意のタイミングで手動改製ができること。 特別な事由（特別養子縁組、特別養子縁組離縁、性別の変更）がある場合、異動履歴を住民票（原票）に記載し、改製しないこととすることができ得るが、住民票の写し等の証明書で履歴を記載する場合、デフォルトでは、特別な事由の履歴は記載しないようにすること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010008	1　管理項目	1.1　住民データ	1.1.4　改製	改製を行った年月日を管理できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010009	1　管理項目	1.1　住民データ	1.1.5　除票	住民票（原票）を消除又は改製したときは、除票とすること。転出による消除については、転出予定年月日又は転入通知に記載された転入日のいずれか早い日で消除すること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010010	1　管理項目	1.1　住民データ	1.1.5　除票	特別養子縁組の成立に伴う転出の場合に、養子の除票に係る転出先の住所を空欄にできること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010011	1　管理項目	1.1　住民データ	1.1.5　除票	住民基本台帳法第15条の3で規定する除票の記載事項及び統合記載欄に誤記があることが判明した場合、留意事項（1.1.14（統合記載欄）のC類型）に誤記である旨及び誤記修正後の記載等を入力すること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010012	1　管理項目	1.1　住民データ	1.1.5　除票	除票となるまでは、現存者として、残存世帯員とともに続柄も管理しながら住民票の写し等の証明書を出力できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日